

令和 6 年 11 月 28 日

八重瀬町長 新垣 安弘 殿

八重瀬町中小企業・小規模企業振興推進協議会
会長 竹 富久

八重瀬町政に対する要望書

昨今、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行され、人出も多くなり、町内景気動向調査において、売上高が増加していますが、同時に、仕入原価も増加しており、物価高騰の影響が多く出ている現状であります。

また、深刻化する人材不足に伴い、廃業や休業を迫られる事業者も今後、増加することが予想されます。

数々の支援事業は沖縄県でも見受けられるため、対応できる余地はありますが、町政として今後の商工に関する計画等について下記の通り、要望いたします。

記

1. 八重瀬町商工会は、創業指導を昨年、99 件行っているが、いざ起業するとなると、ほとんどが市街化調整区域で立地ができない。または、空き店舗がない状況である。令和 4 年 3 月に制定された八重瀬町中小企業・小規模企業振興基本条例を活用し、商工業に関わる緩和ができないか問います。
※八重瀬町中小企業・小規模企業振興基本条例第 5 条（町の責務）
2. 多くの町民、事業者にも本条例を周知するためにパンフレット等の作成を行いたいが、予算措置は可能か問います。
※条例第 11 条（町民の理解と協力）
3. 町内中小企業・小規模事業者が行う創造的なイベントを開催する際に、八重瀬町行政財産使用許可を緩和することは可能か問います。（施設利用時間外の使用など）
※条例第 4 条（基本的施策）5 項
4. 南城市を参考にした町民が町内で働ける取り組みができないか問う。
（求人情報を掲示できる掲示板を町民ホール等に設置するなど）
※八重瀬町中小企業・小規模企業振興基本条例第 5 条（町の責務）

事務局：町農林水産課 新垣 TEL098-998-4624

以上